

各都道府県浄化槽行政主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室

浄化槽関係の業務継続のための
新型コロナウイルスワクチンに係る積極的な対応について（事務連絡）

浄化槽行政の推進については、かねてより格別の御尽力を頂き御礼申し上げます。

新型コロナウイルスワクチンの接種に関しましては、厚生労働省から発出されている「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（3. 1版）」¹（以下「手引き」という。）（P. 13）において、医療従事者等、高齢者、基礎疾患を有する者及び高齢者施設等の従事者以外の者へのワクチンの接種（以下「一般接種」という。）については、「ワクチンの供給量や地域の実情等を踏まえ、順次接種」するよう示されているところです。地方公共団体によるワクチン接種においては、医療従事者等や高齢者への接種が進み、地方公共団体によって時期は異なるものの、今後、一般接種が計画又は開始されるものと存じます。また、地方公共団体によるワクチン接種とは別に、職域接種においても申請受付が開始されたところですが、事業者等により自ら医療資源を確保いただけることが前提とされているため、1事業者当たりの平均従業員数が少ない浄化槽関係企業においては、医療資源の確保が困難であるとの声が、職域接種の意向に関するアンケート調査を通じて、多く寄せられました。

つきましては、浄化槽関係の業務が、国民生活を維持するために安定的に業務を継続する必要がある社会的に重要な業務であるとともに、新型コロナウイルスの感染が拡大している中で、自宅療養者の居る家庭や医療施設等に設置された浄化槽による汚水処理が適切に行われるよう、感染防止対策を講じながら浄化槽の保守点検や清掃等の業務を適正かつ円滑に実施いただいている状況等に鑑み、浄化槽関係の業務に携わる方のうち、希望される方が円滑かつ早期にワクチンを接種できるよう、貴都道府県及び貴管内市区町村の御協力、御尽力をお願いいたします。

具体的には、例えば、手引き（P. 72）において、ワクチンの余剰が発生した場合に地方公共団体において柔軟な対応を検討するよう示されているとおり、接種予約がキャンセルされた等の

¹ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html#h2_free1

理由で余剰となったワクチンを浄化槽関係業務に携わる職員や事業者へ接種することに係る関係部署との調整等を行っていただくことに加え、高齢者等への接種が概ね完了し、一般接種が開始される際には、一般廃棄物処理の業務に携わる職員や事業者へ優先的に接種することについて関係部署との調整を開始している地方公共団体もみられますので、こうした取組も参考にさせていただき、積極的に取り組んでいただくようお願いいたします。なお、ワクチン接種は、感染症予防の効果と副反応のリスクの双方について理解した上で、自らの意思で接種を受けていただくものですので、職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない人に差別的な扱いをすることのないように配慮いただく必要があることを申し添えます。

【連絡先】環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室

大和田、阿部、石本

TEL: 03-3581-3351 (内線 7869、6862)

E-Mail: hairi-jokaso@env.go.jp